

第三十二回 参議院法務委員会會議録第三号

昭和三十三年十二月十八日(大曜日)午前十時五十三分開会

委員の異動

十二月十七日委員後藤文夫君辞任につき、その補欠として森田義衛君を議長において指名した。

本日委員安井謙君、横山フク君及び松野鶴平君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君、山本利寿君及び近藤鶴代君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 野本 昂吉君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
高田なほ子君

委員

青山 正一君
大谷 肇潤君
近藤 鶴代君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
山本 利寿君
江田 三郎君
亀田 得治君
北村 暢君

國務大臣 愛知 揆一君
法務大臣 木島 虎蔵君
政府委員 法務政務次官 西村 高見君
事務副側 常任委員 西村 高見君
会専門員 西村 高見君

説明員

法務大臣官 大沢 一郎君
房総理部長 津田 実君
法務大臣官房司 津田 実君
法務法制調査部長 津田 実君
法務省刑事 神谷 尚男君
局総務課長 神谷 尚男君

本日の會議に付した案件

○委員派遣承認要求の件

○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件
(昭和三十四年度法務省関係予算に關する件)

○委員長(野本品吉君) それでは、これから本日の法務委員会を開会いたします。

最初に、委員の派遣についてお話しいたします。

○委員長(野本品吉君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査の一環といたしまして、高知県下の集団暴行事件について委員派遣を行うことにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野本品吉君) 御異議ないものと認めます。

それでは、人選、日時、手続等は委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(野本品吉君) 御異議ないものと認めまして、さよう取り計らいます。

○委員長(野本品吉君) 次に、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑の方は、順次御発言をお願いします。

○大川光三君 本法律案につきまして、先般も法務政務次官から提案の御説明があり、かつ、前回の臨時国会におきまして、各委員から詳細にきわめて熱心な質疑応答がございました。で、私としても、多くここで繰り返して質問をいたすことは差し控えたいと存じますが、ただ、追加的に二、三の点をあらためて伺つてみたいと存じます。

その第一は、本改正案の第六條第六項中「その申請により」とある字句は、前国会提案では「その願により」とありましたが、かく変更いたしました理由はどこに存するかという点をまず伺います。

○説明員(津田実君) ただいまの御質問の通り、前臨時国会に提案いたしました第六條第六項の「その願により」を、本回の提案におきましては「その申請により」と改めた次第でございますが、その趣旨は、前国会におきまして主として衆議院の法務委員会におきまして御意見を伺いましたところ、「願により」という言葉は非常に古い考え方ではないかというより御趣旨の御質問がしばしばございましたわけでございます。で、前回の提案におきまして、これを「願により」というふうにいたしました理由は、現行司法試験法の第六條第三項が全くその通りになっておりまして、ただ第三項を第六項に置

きかえたにすぎないわけでありまして、従いまして、言葉もそのまま現行法通りいたしました。現在におきます他の立法、たとえば税理士法等におきましては、同様の事項が「申請により」ということに表現されております。全く趣旨内容は同一でありますけれども、この司法試験法制定の時代が昭和二十四年という、今から申せば少し古い時代でございますので、かような表現になつておつたものと考えますが、現在改めるといたしましては、「申請により」というふうな表現にする方が妥当であるというふうに考えましたので、この点を改めて提案をいたしました次第でございます。

○大川光三君 それに関連いたしました、いま一つ伺いたしたいと存じます。前年の筆記試験合格者で、翌年の筆記試験の免除を願ひ出た者と願ひ出なかつた者との過去の比率は、一体どうなつておるでしょうか。もし願ひ出た者が圧倒的に多いとすれば、免除を原則的に規定して、申請を例外的に規定すべきであると思

います。それが、いかがでございますか。

○説明員(津田実君) ただいまの御質問の御趣旨は、全くごもっともでございます。まず、数字の点を申し上げますと、数字の点におきましては、実はその点の詳しい調査をいたしておりませんこと、もう一つは、最近におきまして、七千数百名という受験者に

つきまして、一々前年度の筆記試験に合格したかどうかということ、本人の何らかの意思表示がないと、実は調査し兼ねる次第でございます。その意味におきまして、何らかの形において本人からの通知等がなければ判明いたしかねるような次第になつておりますが、数字的に申し上げますと、詳しい数字はわかりませんが、大部分は、前年の筆記試験に合格して口述試験に不合格であつた者は、翌年の筆記試験免除を現行法制のもとにおいては願ひ出しております。ただし、これは全く本人の自由でございます。本人が前年の筆記試験の成績が芳ばしくないと、新し

く筆記試験を受け、口述試験を受ける。それによつて自己の成績をできるだけよくするというようなことを考えておる者もございしますが、大体におきましては、大部分の人は翌年において免除の願ひを出しておるわけでございます。で、先ほど申し上げましたように、本人の申請がございせん、と、實際問題として自動的に免除するということ、事務的に非常にいたしかねる次第であります。そういう意味におきまして、かような規定を設けておる次第でございます。

○大川光三君 ただいまの点は、私といたしましては、もう少し受験生に親切な法律を作つてやるということ、あります。ただいま御説明のように、本人が果して願ひ出をするかどうかというところがはつきりわからないので、結

局、本人の申請を待つとか、願い出を待つとかいうことでありますけれども、もう原則として免除するという規定を置いておけば、かえって事務局としての手数も省けますし、受験生のためにもそれがよいのではないかと、さういふに私は考えております。のみならず、筆記試験免除を申請しない者の中には、あるいは病気のために翌年は受験できないというふうな気の毒なものもあるのではありませんか、むしろ原則的には免除するのだというようにして、申請を例外的に規定するというのが私は本筋だと考えておりますが、その点に關して重ねて御意見を伺いたいと思います。

○説明員(津田実君) 司法試験につきましては、毎年それぞれ出願をいたしました者につきまして試験を施行して、その受験出願をいたしましたときに、別に用紙を一枚つけます。前年度に合格しているから免除せられたという用紙を一枚つけるだけの実際は手続になつておるわけでありまして、でありますから、受験願書を出す者にとりましては、ほとんどまあ、ただ別紙に記載するところだけの事柄になつておるわけでありまして、非常にその点は簡便にいたしておき、特別の手続等はいたしておきませんわけです。その意味におきますると同時に、自動的になつておきますことになつておきますと、何も書かない者について自動的になつておきますことになつておきますと、前年度の合格者につきましては、いわゆる同姓同名というふうなものも最近出て参つておきますので、本人がはつきり申請をした人については免除するということが事務的には非常に確実になるということ、

また御本人に対しては、それほどの手数はあるまいというふうな考えておる次第であります。

○大川光三君 ただいまの、申請手続についての事務的な面では非常に簡単であるという、その点は、私としてよく事情がわかつてけつこうでございます。ただ、重ねて伺いますが、もし翌年、病気の他の不可抗力で受験ができない、あるいは翌々年とか、またさらにその後受験ができないという場合に、筆記試験免除の特典は全くなさるのでしょうか。その点お伺いいたします。

○説明員(津田実君) 次回の司法試験における筆記試験を免除する、ということになつておきますので、その次回に、まあ通常翌年施行されるわけになっておきます。そこで、本人がむろん筆記試験を免除されるわけですから、筆記試験の施行中病状であるというふうなことはむろん問題にならないわけでございますが、口述試験の際に病気の理由によつて出席できない者はやはり不合格になると同時に、筆記試験の免除は次の年は行われぬ、こういうことになつておきます。大体試験につきましては、出願しておきまして、その試験当日病状であれば、これはどうしても翌年また受けざるを得ないというふうな法制になつておきます。口述試験のみにおいてその特例を設けるのはいかがかと思つておられます。現在では、このような法制になつておきます。

○大川光三君 その点は、特に受験者の利益のためにお考えおきを願いたいと存じます。

次に、司法試験管理委員の願ふれに關して伺います。現在の管理委員会は、最高裁事務総長、法務事務次官、日弁連代表の三人で構成されておられますが、第二次試験が学問及び大学教育と密接な関連を有するばかりではなかつた、管理委員会が試験科目の範囲にタッチする仕事をすることから、すなわち第六條第四項の規定から考えまして、管理を一そう適正にするため、管理委員に大学の代表者を入れることが好ましいと存じます。当局のその点に關する御所見を伺いたいと存じます。

○説明員(津田実君) ただいま仰せの点でございますが、これは、今回の衆議院の本法案の御審議の際におきまして法務委員会の附帯決議にもその御趣旨がございまして、御趣旨につきましては、十分検討いたしたいと存じておる次第でございます。

○大川光三君 私の質問はこれで終了します。

○北村暢君 ちよつとお伺いしますが、今度の法案の趣旨の一つの中に、大学の優秀な新卒の卒業生をほかの職業分野に逸しないように考慮する。この従来の試験の結果を見ますと、なるほど、ここであつておられるように、学生の合格者がずつと減つてきておられるようでございます。それにもかかわらず、この受験者が非常にふえてきておられる。これは、そういう欠陥を是正するため、短答式と論文式の筆記試験にわけた、こういうのですが、どうもわからぬのは、短答式を採用してやるといふと、学生の合格するやうな事実が多くなるのかならないのかですね。そういう点について、どういふやうな考

方からこの形をとつたのか、お伺いしたい。それは、ここでいつておられるやうに、試験のやり方を簡素化して、一次でふるいをかけて、筆記試験の論文式の試験によつて精密にやる、こういうことのようなのですが、試験のやり方を簡素化することによつて、さういふやうな方向に重点が置かれて、学生の合格する率を多くするといふやうな考

○説明員(津田実君) ただいま御指摘の点でございますが、短答式による試験を採用すること、大学に在る学生の受験を容易にするということとは、直接の関連はないのでございまして、大学の受験生の受験を容易にする点には、主として試験科目及び試験科目の範囲の問題でございまして、御承知のやうに、現在の新制大学におきましては、一般教養科目は前二カ年、専門科目は後二カ年、合計四カ年の授業年限になつておられる。そうしますと、在学中に受験いたしますのは、大体三学年の六、七月のころということになるわけでございますから、専門科目は、始めまして一年二、三カ月というときに受験するということになる。そこで、それらの点を考えまして、大学の各学年に配置いたしておきます授業科目とにらみ合せまして、なるべく試験科目をそれに近づけていこうということによりまして新制度の試験科目を選び出した。こゝろのことになるわけでありまして、同時に、選択科目の範囲を広げまして、なるべく自分の得意とする科目で受けられるやうにするということ

もいたしまして、あわせて在学中の受験を容易にするということを考えた。それから、短答式を採用いたしましたことは、本年まですでに短答式は三回、現行法のもとにおきましても施行しておられます。それは、現行法の筆記試験ということで、短答式と論文式をあわせて課しておる。ただ、現行法におきましては、筆記試験について合格、不合格を發表いたしておきますので、短答式によりまして不合格になつたか、論文式で不合格になつたかといふことは、本人にわからないということになつておられます。今度は第一次、第二次試験の筆記試験の中に短答式と論文式と分けまして、短答式についても合格を決定するということにいたすわけでありまして、その理由は、先ほど御説明いたしましたやうに、やはり七千名につきましてある程度のふるいを行わないと、論文の審査が精密になりかねませんので、さういふ技術上の問題もございまして、今回短答式を正式に採用することになつた次第であります。

○北村暢君 もう一つ、非常にしろろとの質問のやうになるのですが、この試験で、今申したやうな形にやりますと、受験科目の選定の問題その他で考慮されたといふことはわかるのですが、この試験の特性といふことが、国家試験はこの試験しかないわけですが、非常に長い間かかつて受験している方がずいぶんおられるわけでございます。それで、新制のさういふ大学出の学生に適應するやうな方向に漸次切りかえていくという考え方はわかるのですが、一気に切りかえていくといふと、やはり経過的に言つて、従来この試

験に希望をつないでいる人、こういう人が相当やはり科目の選定その他について変えなければならぬということに起つてくるのだが、しかも、そういう人は、だいたい経験も積んできて、非常に苦勞もして受験をしてきている人たちだと思つておられるが、そういう人のための考慮というものがどういふふうにかつておられるのか、ちよつとお伺いしたい。

○説明員(津田実君) ただいま御指摘の点でございますが、この法律案は、施行期日を昭和三十六年一月一日からといたしております。でありますから、現実には昭和三十六年の六、七月のころ、あるいはそれより少し早くなるかもしませんが、少くとも四月以降に予定される司法試験から施行されるわけでございまして、昭和三十四年、三十五年と、二カ年は現行制度で行くわけでございます。その間と三十六年におきまして科目等につきまして変わつてくるわけでございまして、現在多年受験をしておられる人はその範囲でなるべく合格をするように努力していただくというところが一つあるわけでございまして、もう一つは、考え方をいたしまして、そう根本的に科目に変更を加えていくわけではございませんので、現在も大體勉強しておられる科目で大体まかない得るといふことが考えられますし、新たな大学生につきましては、この三十六年以降に受けることを予定しておられる人は、やはり今からこの科目を考へて対策を講じていくということにならうと思つておられるが、決して、多年受けて卒業生につきましても、この科目配置ではそれほど不利益になるとは考えられない次第でございます。

○北村暢君 もう一つお伺いしたいのは、この資料の中で、弁護士はだいたいふえておるようですけれども、きのうあたりの予算の説明も聞いても、判事、検事の増員というものは非常に大幅に要求されておられるのですが、この表を見ましても、合格している数というものは、大體毎年同じくらいの数の方が合格しているようです。それで、この試験そのものについてどうなんでしょうか。成績に一定の限界を設けて、そのときの成績で合格を決定するのか。まあそういうふうな形を、厳密にそういうふうな試験一点張りしていくのか。あるいは一定の目標の人数というものがあつて、その年々によつてできふできがあつて、一定の数までは合格者として採る、そういうふうな考え方をしているのか。それからまた、今後の判検事の人員とくらべて、今後は、計画的にいかにいかにというふうな目標を置いてやつていくのか。そこら辺のところはどういうふうな配慮されて、試験制度というものが運営されておられるのか。この点、ちよつとお伺いしたい。

○説明員(津田実君) ただいまの仰せの点でございますが、この司法試験の合格を決定いたしますのは、審査委員の合議による。審査委員と申しますのは、各大学の教授の方とか、あるいは判検事の一部の者というふうなもので構成されておられる。全くそういう学問あるいは応用能力をためして、その標準から考へて、司法試験合格者として適当であるという線によつて合格不合格をきめておられるというのが建前でございます。ただ、その場合であります。全く司法試験管理委員会等が合格数を指定すると申しますか、そういうふうな

なことはいたさないわけでございませうけれども、ただ、あまりにその合格者と認められる数が少ない、あるいは非常に多いということになりますと、これはやはり司法修習生になる人員の数の問題に影響して参りますので、その点は、なるべくそれほどの合格者に毎年大差がないようにというふうな程度の配慮は当然考へられておるわけでありませう。大體昨年までは、二百七、八十名内外の合格者、本年は、先ほど御指摘になりました判検事の数の欠員数等も一応考へられまして、なるべく多く合格者を出したいというふうな希望を当局としては持つておるわけでございませうが、幸いに審査委員の方でもそういう点を考へましたのかと思つて、本年は三百四十六名、大體五十名例年より多かつた次第であります。一応やはり学識と応用能力の試験でありますので、あまり数のために質を落とすということはできないと考へておられますが、多少この点にゆとりはあると考へておられます。

○高田なほ子君 今、これはまだ通過してない法律なんです、文教委員会で、今度学校教育法の改正によりまして、単科大学という一つの制度を置くことになるわけですね。単科大学は、御承知のように、今までの大学ともつかず、高等学校ともつかず、実に私どもも解釈に苦しむみたいな存在になつてくるわけですが、学校教育法による大学の卒業生は、じかに二次試験を受ける資格を得るわけですが、どうも単大の者が、他の普通の大学の卒業生と同じように、二次試験を受ける資格を得るといふことになる、かなり私は問題を残ると考へるわけですが、こ

う問題について何か御研究になつておられますか。

○説明員(津田実君) ただいまの第一次試験免除につきましては、学校教育法に定める大学において学士の称号を得るに必要な一般教育科目の学習を終つた人、こゝろを第一試験免除の対象にいたしておるわけでありませう。でありますから、現在のその程度の学力——主として大学の第二学年を終つた人については、大體そういう資格ができておるわけでございませうから、その資格につきましては、一々証明を得て、第一次試験を免除しておるということになつておるわけでございませう。でありますから、今度でございませう。大学につきまして、どういふ内容をお考へになるかということが考へられるわけでありませうけれども、いづれにいたしましても、現行の法の第四条から申しますならば、やはり学士の称号を得るに必要な一般教育科目というところになつておるわけでございませうから、それに該当するかどうかということが問題でございませうけれども、学士の称号を得るの、そういう大学においては考へられないというところになるわけで、現行法のもとにおいては免除の資格は与えられないということになる、こゝろを第一に考へておられます。

○高田なほ子君 審査委員会の運用についてもう一つ尋ねておきたいのですが、今度の試験法の改正によると、かなり基礎的な教養の方面というものが重視されておるようですね、御承知のように、社会科学の分野もここに入つてくると思つて、社会政策の試験なんかもあるようですが、どうも最近の

これは一般の事件の問題にも関連することでありませうが、この審査委員の考へ方によつて、非常にイデオロギー的に左右されるような傾向なきにしもあらず。聞くところによると、今日までの審査委員会の中には、かなり進歩的な学者なんかは排除されてきたようにも私は聞いています。これでは、本来の意味の進歩的な裁判官を養成するという考へ方とはマツチしてこないもので、やはり裁判官の感覚も、時代的に新しい感覚を持つたものでなければ、私はよい裁判官とは言えないのじやないかと思つて、カビのはえたような、旧態依然とした、旧道徳に縛られながらも新しい社会の進歩に伴う進歩した審査委員というものの中に入れて、新しい意味の裁判官の養成というところに力を注がれることがいいのではないかと、こゝろを第一に考へられませう、もちろん、そういうふうな御考慮になつておられると思つておられるけれども、今後ともそういう点について努力されるというお考へはお持ちでございませうか。

○説明員(津田実君) 現在におきましてもその通りでございますが、もちろん改正になりまして、いろいろ科目がふえて参るわけでありませう。もちろん、それらにつきましては、各審査委員につきましていろいろ学識の違い、あるいは立場の違いというものはあるのは、現行法のもとにおきましてもあるわけでありませう。しかしながら、これらの科目についての学識と応用能力をためす点におきましては、あるいは学識の違い、あるいは立場の違い、こゝろは問題にしないで、それぞれそれだけの学識なり応用能力があると認定

することに最も最適な方をお選びするというのが、司法試験審査委員の選定の仕方の本質であろうというふうに考えております。現在もその通りの趣旨で運用しているわけでありましてけれども、もちろん、改正後におきましては、当然そういう趣旨で運用されると考えます。

○高田なほ子君　そういう趣旨で運用されるということは当然なことでは、御答弁を待つまでもないわけでありまして、この資料を拝見しますと、司法試験審査委員一覽表の中には、昭和二十七年から三十三年にかけては、特定な大学、たとえば防衛大学ですね、これはやはり一つの特定な方式を持つけれどもは大学のようには考えられていないわけですね。そういう方々が継続して、人文科学の面に大きな比重をもつて、二十七年以降三十三年までこれを継続していられたということは、やはり一つの偏向性を持つのではないかと、という危惧を持たざるを得ない。従つて、私は前段のような質問を申し上げておるわけですが、この方が不適任だといふのじゃないのですよ。そういう意味で申し上げているのではない。しかし、あまりにも偏しているのではないかと、ということが一つ。もう一つは、司法修習生の研修所の講師の問題になるのですが、これは相当配慮されていられるのだらうと思ひますが、巷間聞くところによると、官学と私学のやはり差別待遇というものは、何も法曹界だけにあるのじゃなくて、やはり一般の社会の中にも、官学尊重というところは今日なおもつてあるわけなんです。また、官学が尊重される理由もまたあるかも知れませんが、やはり司法

法研修所の教官の方々の出身学校を拝見いたしますと、がぜん東大が多いわけですね。言ひなれば、東大側でなければ、やはり試験の方法を幾ら変えたつて、こういうような底に横たわる風習というものも逐次是正するということにならなければ、進歩を求めるとはできないのじゃないかというふうな気もするのです。実状については、私は全くしろうとでわかりません。ただ資料を拝見してそういうことを思うことと、また現場の方から、官学と私学との問題について、たびたび私もしるうとの耳にも入れられる機会も実はあるのです。こういう質問をしているわけなんですがね。

○説明員(津田実君)　司法部内——裁判官あるいは検察官の部内におきましては、私も長くこの地位にあつたわけでございますけれども、ほかの職業分野においていろいろ聞かされるような学問というふうなことに、私は私どもはほとんど感じを持つたことはいないわけでございます。ただ、過去におきまして、司法試験の合格者の範囲が、東大の出身者が多かつたというふうな事実はございますが、これは、御承知のように、全く審査委員には、何大学の学生であるかということばかりではないで、採点をされているわけでございますので、その点、学問というふうな点の問題は全然なかつたわけでございます。今日もございませぬと思ひます。しかしながら、今日におきましては、東大は必ずしも多いわけではありませぬ、中央大学というふうな私立大学も、たくさんの方が合格いたしておられます。まあそういう司法試験

合格者の出身別によりまして、将来の司法部内の人の出身学校の構成も変わってくるのじゃないかというふうな考えをおる次第でございますが、重ねて申し上げておきたいと思ひますのは、裁判官あるいは検察官の間におきましては、やはり仕事の性質から言ひまして、さういふものは私はないと確信いたしておる次第でございます。

○委員長(野本吉吉君)　では次に、前回に引き続きまして、昭和三十四年度の法務省関係予算について調査を行います。前回概算要求の概要につきまして説明を聴取したのでありますが、今年度の予算に新しく要求されております総合刑事政策研究所の設置計画につきまして、この際説明を聴取しておきたいと思ひます。

○説明員(神谷尚男君)　法務省といたしまして、明年度の予算要求におきまして、新たに総合刑事政策研究所の設置に関する経費を要求いたしておるのであります。この点につきましては、前回の委員会におきまして、大沢経理部長から、その必要性等について、すでに御説明申し上げたいと思ひますが、若干それに敷衍いたしまして、私から御説明申し上げます。この犯罪対策として、やはり犯罪を撲滅すると申しますか、抑滅すると申しますか、その方向に向つて、少くとも犯罪の減少ということが実現されていくような方向になければならぬと思ひます。現況におきましては、諸統計が示しますように、特に少年犯といふものにつきましては、たとえば強姦、強制わいせつ等の性犯罪は、戦前の約二十倍に上つて

おる。あるいは少年による強盗殺人の凶悪犯は、戦前の十倍に上つておる。こういうような数字が示しております。現在における犯罪対策といふものは、必ずしも威力を発揮してはいない。むしろ無力とも言えるのではないかと考へるのであります。現在におきましては、警察、検察、裁判、行刑あるいは保護、それらの各機関がこれを担当しておるのであります。いわば腰刀の立場でも申します。いわば腰刀の立場でも申します。総合性とか科学性といふものがあまり認められない感じがいたしておるのであります。そういうことからいまして、必ずしもその威力を発揮してはいない、むしろ無力な現状にあるともいわれるのじゃないかと思ひます。各機関が担当しておりますその施策といふものに、総合性、協調性を与える、あるいは刑事政策において科学性をもたらし、ということがきわめて必要でないかと考へておる。犯罪に対する対策として、この犯罪のよつて生じますところの原因といふものを正しく科学的に把握しなければならぬのであります。現在におきまして、この犯罪の原因といふものがどういふふうにかえられていられるかといふこと、その犯罪原因論に対する考え方、また、きわめて未熟と申しますか、まだ十分発達していない段階にあるように見受けられる、まあ科学性といふものがそこに見当たらないのじゃないかといふふうにかえられるのであります。犯罪原因といふものを科学的に探究し

て、そこに初めてこれに対処すべき対策といふものも立つていくのであります。その犯罪原因といふものを科学的に探究するといふことが、特にわが国においてはまだ十分発達してはいないことがますます指摘されなければならぬのであります。

そこで、この犯罪原因を科学的に把握して、これに対して適切な対策を立てるといふことを考へていかなければならぬのであります。この犯罪と申しますのは、いわば反社会的性格を備えた人間が正常な社会生活に適応し得ない一つの病理的な現象でありまして、その社会的不適応性でも申すものが犯罪の主因となるのでありますけれども、その犯罪の原因といふものは、この犯罪者の素質、環境といったものが複雑に錯綜しているのであります。それで、その要因を分析して、相互の関係を測定、解明していくというためには、単に常識とか直観とか、あるいは情性といったものでは十分になし得ないものであります。これは、たとえば社会学なり心理学なり、あるいは精神医学なり、あるいは統計数理の学問なり、こういうものを借りてこなければならぬのであります。そういう基礎的な犯罪学とでも申しますか、そういうものが現在わが国におきましては必ずしも発達してはいません。そのために、犯罪原因といふものを正しく把握するといふことがまだ十分でないのであります。従ひまして、その対策といふものも十分立て得ないといふことになつておるのであります。

これを最近起りました事例で御説明申し上げますならば、しばらく前、小

おる。あるいは少年による強盗殺人の凶悪犯は、戦前の十倍に上つておる。こういうような数字が示しております。現在における犯罪対策といふものは、必ずしも威力を発揮してはいない。むしろ無力とも言えるのではないかと考へるのであります。現在におきましては、警察、検察、裁判、行刑あるいは保護、それらの各機関がこれを担当しておるのであります。いわば腰刀の立場でも申します。総合性とか科学性といふものがあまり認められない感じがいたしておるのであります。そういうことからいまして、必ずしもその威力を発揮してはいない、むしろ無力な現状にあるともいわれるのじゃないかと思ひます。各機関が担当しておりますその施策といふものに、総合性、協調性を与える、あるいは刑事政策において科学性をもたらし、ということがきわめて必要でないかと考へておる。犯罪に対する対策として、この犯罪のよつて生じますところの原因といふものを正しく科学的に把握しなければならぬのであります。現在におきまして、この犯罪の原因といふものがどういふふうにかえられていられるかといふこと、その犯罪原因論に対する考え方、また、きわめて未熟と申しますか、まだ十分発達していない段階にあるように見受けられる、まあ科学性といふものがそこに見当たらないのじゃないかといふふうにかえられるのであります。犯罪原因といふものを科学的に探究し

て、そこに初めてこれに対処すべき対策といふものも立つていくのであります。その犯罪原因といふものを科学的に探究するといふことが、特にわが国においてはまだ十分発達してはいないことがますます指摘されなければならぬのであります。

研究機関でも四十数名の研究員がいるというところが、一つ着目されなければならぬと思うのでありますが、その一年間の予算の総額は、大抵人件費を除きまして五万ドル、フォード財団から援助を受けておるといふように聞いております。

○高田なほ子君 人件費を除いて……。

○説明員(神谷尚男君) はあ。

○高田なほ子君 この三千五百万というの、人件費も含まれてのことですか。

○説明員(神谷尚男君) その通りでございます。

○高田なほ子君 これ、人件費も含まれて三千五百万円というところ、これは援助する意味で言っているのですよ。あらを拾う意味じゃないですよ。人件費を含めて三千五百万円の予算として、実際はいろいろ事業計画の中にはらんといいことが書かれてはいるわけですが、私も、これを見まして、まことに意を強くするわけなんです、人件費を除くと、あとの残った予算で、今年度はおにもどういふようなことをおやりになるつもりですか。

○説明員(大沢一郎君) まことにわれわれといたしまして、われわれのお願いをしたいことを聞いていただいた感じがいたしました。心強く感ずる次第でございます。何分にも初年度でございます。まず、大体三千五百万円のうち約半額が人件費、あとの半分が事業費ということになります。何分にもわずか四十何名でスタートいたしますので、実際の実地的な調査等は、幸い法務省の付設機関として設置いたしますので、刑務所、少年院あるいはまた検察庁、保護観察所というふうな、それ

それが平素の事務を行なっておりますので、その方に連絡をとりまして、実際の実証的な事実の調査はお願いいたすつもりでおるわけでありまして、そこで、主として研究所の予算には、外來の学者、有識者というふうな方々にテーマを出しまして、その方に調査御研究をいただく謝金等がおもなものでございます。なおまた、従いまして、実際上の一つのケースについての照会でございますか、あるいは統計でございますか、あるいは法務省所管のさような検察、保護、行刑その他のそれぞれの機関がございまして、従いまして、その力を借りまして、従いまして、言いかえすれば、それらの方の費用も事実上は、結論としてはそちらに生じていくというふうな形でございます。で、実際は千五、六百万円でございますが、仕事はこの金額以上のことをし得ると、かように考えるわけでありまして、なおまた、この実績を得まして、来年度はなお充実したい、かように存する次第でございます。

○高田なほ子君 今のお話承ると、この仕事に期待するわけですが、予算の面から言ってもはなはだ僅少で、大へん失礼な申し上げようですが、今の御答弁の通りに、予算以上の仕事をなさるといふお覚悟のほどはわかるのですけれども、そのことのために、関係機関に屋上屋を重ねるような、仕事の負担が、研究所ができたために、研究所のために、この仕事を頼むこの仕事を頼むということになると、今でさえいろいろな施設は仕事が多すぎて首を上げておるわけですよ。なかなかおっしゃるような仕事ができにくいのじゃないかということについて、まあ私どもも期待はするのだけれども、はなはだ心細く思わざるを得ないのであります。せつかくこれはおやりいただかなければならぬことなんで、やはり出発が大事ですから、婦人少年局のように、初めはらんといい題目を並べて、仕事もできないようなことでもありますが、大体わが国の一般の傾向は、これは一つの文化政策というふうにも私は考えるのですが、そういうところにお金を注ぎ込むということがもつたにないという感じを持っておりますので、それで、こういう問題については私は冷淡だと思つて、私も、ここに席を置く限りにおいては、この仕事に全面的な期待と希望と、また重要性を持つて考えますが、故に、大いに応援する意味で、がんばっていただきたいということ、これは希望として申し上げるわけですが、そのために、関係各所に過重な負担をかけるようなことがないように一つお願いしたいと思つておるのですが、いかがなものでしょう。

○説明員(大沢一郎君) ただいま申し上げました、新しい形で作るのはございませんで、実はわれわれが——私は経理で、その実際の事務の門外漢でございますが、しかし、出身は検察官でございますので、各刑務所あるいは少年院、保護観察所というところを私どもが経理の関係で視察に回るのでございまして、それぞれの所管の施設でございますが、それぞれの所管の施設なら刑務所、少年院なら少年院というふうな面ではいろいろな調査をなさつておられる。また検察庁は検察庁で、少年犯罪につきましても詳細な調査を

なされて、その上で検察を行われるわけなんです。ところが、それをわれわれが拝見しまして、横の関連性ということが欠けているように思われる。そこで、大きな刑事施策を立てるために、それを一つ総合して、そこで一つの大きな結論が出てくる。今、刑事局です。御実施になつたのであります。少年犯罪に対する少年の調査表といふものを、すでにこの一月からその準備のために、現在の機構の中で事実上研究のスタートを始めたわけでございます。それらの内容につきまして、今まで刑事局として、検察庁として独自の見方、つまりその見方からの調査項目になつておるのであります。それをわれわれ全体で研究いたしまして、それが少年院に流れてどうなるか、少年院では、検察庁の調査した項目についてのあと追いをどういふふうな形で見えていくか。また、少年院から出てきた少年が今度は保護観察所に参ります。そうすると、保護観察所で、その検察庁、少年院という所である系統立つた調査をしてきたものとのしめくりをどうするかというところを相互に検討いたしました。それぞれの長所、短所をとりまして、長所を選び、短所を改めていく、総合的なものに直してやつていくというふうな形で行なつていきたい。従いまして、あの程度これは加重される面もあるかと思つておる。また、そのために新しい仕事を現実の施設に与えるというところがなにより、大体が今までやつていた仕事を系統づけ、なお科学的な裏づけを持つたデータに持つていくというふうな形で実施していきたい、かように存する次第でございます。まあ

しかし、法務省と申しますと、まことにこれは、われわれが小さいでございます。まして、あまり大きな夢を描いて、実現しなければ申しわけない。ほんとうにできるだけのことでしほつてやつていきたい、実績をあげて、そしてそれを拡充強化していきたい、かような考えでございます。ただいまの御支持、御忠告、まことにありがたくちようだいたしまして、御趣旨に沿うよう、十分の効果を上げたいと存する次第でございます。今後とも御支援をお願いしたいと思います。

○高田なほ子君 私はしろうとですが、これは意見として何うわけですが、いろいろの、文部省あたりにも教育研究所なんかあるわけですが、それは一つの研究機関にとどまつてしまひまして、それが実際面にはつと反応を示さない場合が多いわけですが、しかし、この刑事政策なんかいう場合には、商業政策とはあてはまらないけれども、せんが、その研究の成果というものは、かなりスピードを要する問題じゃないかというふうな考えられる、迅速を。それを、五年前の成果がことになつてわかつてきた。六年前の研究がことになつてわかつてきた。というふうな、過去のものがあまり時間をおきすぎてもその成果が上つてくると、それが実際に役立つてこない。今の近代デパートあたりでは、きよりの売り上げを全部計算してね。どの売場でどれだけ上つた、この売り場でこれだけ上らなかつた。それはなぜだろうというふうな、科学的な数字をあげて、そしてその次の日には、すぐそのまますれに対応するような品物をそこにやる、客の配置もうまくできるように改良し

ので、十分趣旨も説明いたしまして、たびたび大蔵省の査定官の方にも説明をしまして、この根本的な考え方という点につきましては、われわれのひいき目かもしませんが、了承は得ておられるというふうに考えております。認識は十分してもらっていると思ひます。

○北村暢君 もう各省折衝の段階、大臣の折衝の段階ですから、もう近いうちにわかると思ひます。それで、やはり復活要求とするならば、もし認められないということになって、復活要求することになると、これはやはりほかの問題とは違ふと思ひます。しかも、大蔵当局の考え方も聞く必要がある。また、閣議で一度決定してしまふという、これは、予算というものは、なかなかくつがえすということ、は困難でありますから、私は非常に重要な問題だと思ひますので、委員長の方で、これ一つ動向を観察して、適当な処置を行なつてもらひたい。私どもも、大蔵当局の説明を聞かないという、法務省の説明だけで、まず通るだらうということでは、ちよつと安心できないのじやないかと思ひます。一般に今、今年度と並行して、新規の予算というものはなかなか認めないのが実情のようですから、新規の予算であるという事は特にそうだと思ひます。もしこの点が通らないようなことになればあれですから、委員長の方で一つ適当に取り扱つていただいて、もし取れないような空気が強いときには、一つ大蔵当局も呼ぶような方法を講じていただきたい、こういうことを一つお願いしておきたい。

○委員長(野本品吉君) それでは、今日は、議事の都合によりまして、午後二時半まで休憩いたします。午後零時十七分休憩

午後四時十四分開会

○委員長(野本品吉君) これから委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告申し上げます。十二月十八日付で安井謙君、松野鶴平君、横山フク君が辞任されました。高橋進太郎君、山本利寿君、近藤鶴代君が選任されました。

○委員長(野本品吉君) 休憩前に引き続きまして、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございませんか。別に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(野本品吉君) 御異議ないと認めます。それでは、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○大川光三君 私は、自由民主党を代表いたしました司法試験法の一部を改正する法律案に対し賛意を表します。本改正案は、大学の優秀なる新卒業者を司法試験に志さしめ、かつ、合格者の質的向上をはかるとともに、司法の人材確保のため、多数の合格者を得んとする、いわゆる量的向上にも資するものと考へまして、賛意を表します。しかしながら、なお司法試験に關しましては、多くの検討いたさねばならぬ問題を蔵してありますので、ここにこの改正法律案に対して附帯決議を付したいと存じます。ただいま、その附帯決議を朗読いたします。

司法試験法の一部を改正する法律案附帯決議
司法試験制度の重要性にかんがみ、政府並びに最高裁判所は、本改正案の運用について、特に次の諸点に留意し、優秀な法曹の養成に遺憾なきを期せられたい。
(一) 第二次試験の科目については、今後大学の学制改革に対応して検討すべきこと。
(二) 司法試験管理委員会委員は、將來その適正な員数を増員するとともに、同委員並びに司法試験審査委員の選任に十分公正を期すること。
(三) 短答式試験においては、なるべく多数を合格させるよう考慮すること。
(四) 司法研修所の機構を拡充強化すること。
以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○高田なほ子君 日本社会党を代表いたします。司法試験法の一部を改正する法律案並びにただいま提案せられました附帯決議案に対して賛成の意を表するものでございます。私どももいたしましては、ただいま大川委員が述べられました諸点について、十分政府として留意することともに、単に裁判官の質を向上させるため、に試験法を容易にするということだけではなく、今後裁判官の待遇等について十分考慮することともに、私立並びに官学、これらの学校分野から受けられる学生等についても十分に、その差をつけるようなことなく、また研修所の教授等についても、教授陣営にも十分の御考慮を願つて、公平な配置をされるように、特に希望したいわけであります。
以上、どうぞ、この附帯決議は、ややともすれば形式的に陥る、単に附帯しただけというものでなく、十分に政府にも私どもの趣旨を了解せられまして、これが実現されるように、特に期待をいたしまして賛成をいたします。
○委員長(野本品吉君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより直ちに本案の採決を行います。司法試験法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(野本品吉君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致を以つて可決すべきものと決定いたしました。
次に、討論中に述べられました大川君提出の附帯決議案を問題に供します。大川君提出の附帯決議案を、司法試験法の一部を改正する法律案について、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(野本品吉君) 全員一致であります。よつて本件は、司法試験法の一部を改正する法律案について、本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、審査報告書につきましては、

委員長に御一任願ひたいと存じます。それでは、ただいま決定いたしました附帯決議につきまして、法務大臣の御見解を表明していただきます。

○国務大臣(愛知揆一君) かねがね御審議を願つておりました司法試験法の一部を改正する法律案につきまして、全会一致の御決議をいただきました。まことにありがとうございます。

ただいまあわせて御決議になりました附帯決議につきましては、その各条項並びにこれに關して御発言がございました各委員の御意見につきまして、十分これを尊重いたしまして、御趣旨の線が生きるように、全力を尽くしたいと存じます。

○委員長(野本品吉君) それでは、これで散会いたします。午後四時二十三分散会

本日本委員会に左の案件を付託された。
一、司法試験法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十日)